

## 平成25年度第5回秋田市公文書管理委員会会議録

1 日 時 平成25年10月10日(木)

午後6時～午後8時20分

2 会 場 研修棟第2研修室

3 出席者

(委員会) 池 村 好 道 委員

高 橋 秀 晴 〃

竹 田 勝 美 〃

藤 盛 節 子 〃

渡 辺 英 夫 〃

(事務局) 総務部文書法制課長 嶋 貢

〃 課長補佐 三 浦 正 司

〃 副参事 石 黒 一 史

〃 副参事 西 谷 隆

〃 主席主査 澤田石 真

〃 主席主査 熊 谷 みゆき

〃 主査 佐 藤 康 直

〃 主事 佐 野 景 一

〃 主事 大 塚 哲 平

4 案件

(1) 秋田市特定歴史公文書等利用等規則(仮称)(案)について

(2) 秋田市特定歴史公文書等の利用申請に対する審査基準(仮称)(案)について

(3) その他

## 第5回秋田市公文書管理委員会会議録

- 事務局(石黒) ただいまから、平成25年度第5回公文書管理委員会を開催する。  
はじめに定数の確認だが、本日は、高橋委員が所用のため若干遅れるとの連絡があった。現在4名が出席しているので、秋田市公文書管理委員会規則第3条第2項に基づき、委員会が成立していることを報告させていただく。  
ここからの進行は、池村会長にお願いする。
- 池村会長 それでは議事に入る。  
はじめに、会議録署名委員の指名だが、委員名簿に従えば高橋委員にお願いするところだが、若干遅れるとのことなので、今回は竹田委員にお願いする。
- 竹田委員 (了承)
- 池村会長 それでは、議事の(1)「秋田市特定歴史公文書等利用等規則(仮称)(案)」について、事務局から説明願う。
- 事務局(三浦) (案件1「秋田市特定歴史公文書等利用等規則(仮称)(案)」、資料1「秋田市特定歴史公文書等利用等規則(仮称)(案)の解説」および資料2「特定歴史公文書等の利用の流れ」に基づき、秋田市特定歴史公文書等利用等規則(仮称)(案)について説明)
- 池村会長 ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。
- 渡辺委員 第3条の用語について質問したい。実施機関が市長である場合は、「引継ぎ」、「引き続き保存」という用語を用い、市長以外の実施機関および地方独立行政法人の場合は、「受入れ」、「移管」という用語を用いているとの理解でよいか。
- 事務局(大塚) そのとおりである。
- 渡辺委員 具体的な保存場所および担当者又は担当する組織については、条文上明らかでないが、どのようになるのか。

- 事務局（嶋） 明言はできないが、市長が引継ぎ、又は受け入れた歴史公文書等については、総務部文書法制課が所管することになると考えている。
- 渡辺委員 保存場所についてはどうか。公文書館が作られないということは、特定歴史公文書等は分散して保存されることになるのか。
- 事務局（嶋） 新庁舎建設の関係があり、これについても明言はできないが、新庁舎内にはいわゆる総合書庫を設ける設計となっているため、できるだけそこで特定歴史公文書等の保存をしていきたいと考えている。しかし、施設の容量にも限りがあるため、場合によっては分散して保存する形を取らざるを得ないということも考えられる。
- 藤盛委員 第3条の「受入れ」は、「移管」の「受入れ」のことであると思うので、「移管受入れ」とした方が意味が明確になって分かりやすいのではないか。
- 事務局（嶋） 規定の仕方について再度検討したい。
- 藤盛委員 第3条第4項は、受入れから1年以内に排架又は適当な措置をとるものとしているが、これは最大限1年ということが良いか。1年という期間は長いと思うが、著しく大量の場合等を想定してこのような期間を設定したのか。
- 事務局（嶋） 実務的には、その年度の終わりまでに公文書ファイル管理簿を作成し、新年度に入ってから文書の廃棄作業を行うこととなる。この2・3か月の間に、廃棄予定となっている文書の中から、特定歴史公文書等を選定・整理することは難しい。このような実務上の都合があり、形式的にも国と同様の規定になることから、1年以内と規定したものである。
- 池村会長 大量でない場合もあるだろうし、書きぶりとしては1年以内という表現でも良いかとは思いますが、裏を返せば利用に供する時期が遅くなることを意味するため、なるべく早期に措置を講じてほしいという趣旨の要望だと思う。要望に応えられるよう努力してほしい。
- 藤盛委員 第6条第1号の「物理的な接触の制限」という表現は分かりにく

いと思う。あえてこの表現にした理由を教えてください。

事務局(嶋) 物理的な接触の制限の具体例としては、保存場所に鍵をかけること、その施設等に立ち入らせないこと、特定歴史公文書等に直接接触させないことなどを想定している。もっとも、あらゆるケースを想定することは難しく、解釈上も取りこぼしが生じないようにとの配慮から、国のガイドラインの表現に倣っている。

藤盛委員 国に倣っておけば無難であるという考え方も分かるが、もっと分かりやすい表現となるよう工夫した方が良いと考える。

事務局(嶋) より分かりやすい表現にできないか検討したい。

池村会長 第3条第3項の「利用制限を行う範囲およびこれが適用される範囲」という表現が分かりづらい。

事務局(大塚) 資料上の誤りであり、「利用制限を行う範囲およびこれが適用される期間」が正しい。

池村会長 もっと分かりやすい表現の方が良い。期間も利用制限の範囲に含まれる。それを分けて表現するのも良いだろうが、趣旨を明確にすべきではないか。「これ」が何を指すのかも不明確であるし、いつまでということも明確化できるような文言にできるのであればその方が良いと思う。

また、第6条第3号の「職員に対する教育・研修」は、個人情報漏えい防止のために必要な措置には違いないが、間接的な措置であり、ここで規定する必要があるのか。条例には研修に関する事項も包括的に規定されており、確認規定を置くのは構わないが、その場所がここであることが適当なのか疑問に思う。

渡辺委員 第7条の目録についてであるが、第2号に「移管又は寄贈もしくは寄託をした者の名称又は氏名」とあるが、市長が引き続き保存する特定歴史公文書等についてはどうなるのか。移管又は寄贈もしくは寄託ということは、市長以外の実施機関、地方独立行政法人等からの文書を指すと考えられるが、市長部局で作成された公文書が特定歴史公文書等になる場合はどうなるのかが分からない。

事務局（嶋）	同条の第8号に「その他適切な保存および利用に資する情報」とあることから、ここで記載することになると思われる。より明確にするために表現について見直しを検討していきたい。
渡辺委員	第7条の第3号に「移管又は寄贈もしくは寄託を受けた時期」とあるが、元々の公文書が作成された年月日は記載されないのか。利用のためにはこちらの方がより重要であると思うのだが。
事務局（大塚）	先ほどと同様に、第8号で記載することとなると考えている。
事務局（嶋）	国のガイドラインには目録の記載例が掲載されており、そこでも公文書の作成年月日は目録に記載することとされている。本市でも利用者の利便性を向上させるため、同じように公文書の作成年月日を目録に記載するつもりである。
渡辺委員	閲覧場所という文言が何回か出てくるが、どこなのか規則上明らかになっていない。市長が定める閲覧場所についてはどのような想定でいるのか。
事務局（嶋）	来年度公文書管理条例が施行されれば、現在の情報公開のセクションか歴史資料のセクションの執務室の一部をそのような場所にしたいと考えている。しかし、新庁舎における具体的な間取りについては決まっていない。我々としては特定の「閲覧室」を設けたいとは考えているが、現状では書きようがない。市長が執務上必要だという場所を組織的に指定したという形で当面利用したいと考えており、このような表現にしている。
池村会長	第7条第2項を定めた趣旨について伺いたい。特定歴史公文書等を利用したい市民は目録を手がかりとして請求することになると思うが、目録にないものは請求できないということになる。条例第15条第1項第1号アからエまでに掲げられているもの、もしくは第2号に規定されている情報については、目録に載せないということになれば、例えば前者についてであるが、目録に記載しなかったものの第15条第1項第1号アからエまでに照らし合わせてみたところ、本来利用させるべきものだったということになれば、隠蔽体質であると言われかねない。
	さらにこのような情報に該当する場合でも、時の経過とともに利

用させることができる場合もあるが、最初から目録に載っていないとすれば請求さえされないということになる。また、第2号については、法人等から寄贈、寄託された文書について、約束の期間を経過していない間は目録に載せないということになるが、裏を返せば約束の期間が経過したら載せるという保証はあるのか。明らかに該当しないということもあるかも知れないが、これは恣意に流れる可能性も否定できない。この点を説明願いたい。この規定は国にもあるのか。

事務局(嶋) 国のガイドラインにも同様の規定がある。本市でもこれに倣っている。

池村会長 国立公文書館等で、不開示事項に該当することを理由に目録にも載せないとしたら、利用請求する余地すらなくなるのではないかという印象を受けるが、なぜこのような規定をしたのだろうか。

事務局(嶋) 少なくとも本市の趣旨としては、目録に記載しないという意味でこのような規定をしたのではなく、不開示情報に該当する情報が目録に入ってしまうように配慮するという意味でこの規定を置いている。個人名など、制限されるような情報などはタイトルに入らないようにするという意味で捉えている。

存否応答拒否のような情報があった場合どうするかという問題もあるが、一部見せられない情報については、その見せられない情報が目録に表記されることを防ぐ意味であろうと考える。

池村会長 第7条の目録における記載事項にそれに該当するようなものがあれば分かるが、第7条にそのような項目があるのか。

事務局(嶋) あるとすれば、特定歴史公文書等の名称や、寄託等をした方の個人名くらいしか考えられない。

渡辺委員 目録については、特定歴史公文書等の基本台帳になり得るものであり、閲覧のための目録も兼ねるものだが、基本的には特定歴史公文書等全部を示す目録であり、その表題の付け方で個人情報等に関わることは公表しないだけで、あるものは全て載せるのではないのか。そうであれば隠蔽はできないと思うが。

池村会長	<p>明らかに不開示情報に該当するような場合はわかるが、モザイクアプローチにより、この情報とこの情報を照らし合わせれば不開示情報が分かってしまうというような場合、目録に載せないという判断を事前にしても良いものか疑問である。「明らかに」という限定をするのであれば分からなくもないが、事前規制的なやり方はどうかと思う。特定歴史公文書等は全て目録に掲載し、ここに規定する項目を表記するということは分かるし、何かを除くべき場合は除くというのも分かる。それを第2項で規定しているのだと思うが、少なくとも条文上はそれが恣意的に行われるのではないかという不安が残る。</p>
事務局(嶋)	<p>宇賀克也『逐条解説別 公文書等の管理に関する法律』（第一法規、改訂版、2011）によれば、目録の記載事項については「利用制限すべき情報を特定歴史公文書等の名称として用いないよう留意する必要」があり、「とりわけ特定歴史公文書等に対する利用請求については存否応答拒否が認められていないので、存否自体を明らかにできない情報を特定歴史公文書等の名称として目録に記載しないよう十分留意する必要がある」とされており、目録への記載の仕方の問題であると理解をしたものである。</p>
池村会長	<p>規定の仕方の問題なのか、運用の問題なのか判断がつかかぬところではあるが、少し大げさな規定ではないかという印象がある。ほかにないか。</p>
藤盛委員	<p>第9条第1号アは、本人証明のための書類の例示として運転免許証および旅券を挙げているが、超高齢社会においてはこの2つを所持していない者も多いため、健康保険証等の他の具体例も示した方が良いのではないか。</p>
事務局(熊谷)	<p>規定の内容は、個人情報保護条例施行規則と同じになっている。なお、個人情報開示請求時の運用においては、健康保険証、介護保険被保険者証等も証明書として取扱いしている。</p>
藤盛委員	<p>そうであれば、明記した方が良いのではないか。</p>
事務局(熊谷)	<p>個人情報開示請求時と同様の運用になると想定しているが、具体的な検討は今後になるため、個人情報保護条例施行規則と同じ規定</p>

にとどめている。

藤盛委員 了解した。しかし、明記した方が利用度は高まると思う。

事務局（嶋） 今後、共通番号制度が国で導入されることから、その時点で再検討することになると思う。

藤盛委員 了解した。

池村会長 ほかにないか。

高橋委員 第9条第1号イに「提示し、又は提出すること」という部分は、「提示又は提出すること」などとするのが普通だと思う。

事務局（嶋） これは例規的には「提示し」と「提出する」の2つが「こと」にかかっていることになる。「提示又は提出すること」とすると体言である「提示」と用言である「提出する」を「又で」つなぐこととなり、不適切である。分かりやすく書くとすれば、「提示することができない又は提出することができない場合」、「提示することができない場合又は提出することができない場合」などの表現は可能である。指摘のとおり分かりにくいかもしれないが、一般的に例規ではこのような表現になる。

池村会長 例規では、接続詞は、体言同士、用言同士を結ぶのが一応のルールとなっている。

高橋委員 第9条第2号の「場合」の後はスペースが入るということで良いか。

事務局（嶋） これも例規の書き方で分かりにくいかもしれないが、場合までが9条柱書にいう「次の各号に掲げる場合の区分」であり、スペース以下が「定める書類」となっている。

高橋委員 読み方が分からなければ正しい意味が分からないのだとすれば、市民が利用するための規則としての存在意義に疑問を感じる。一貫してそのようなルールになっているのであれば反論はしないが、制度を利用し、評価・批判する市民がその制度を正しく理解できない

という状態は不健全に感じる。

池村会長 例規の性質上、やむを得ない部分ではある。

渡辺委員 第11条第2項各号のようなことを処分というのか。

事務局（嶋） 権力的な行為として行うということである。処分であれば、不服申立てができ、利用者への救済制度が保障されているということである。権力的と言えば大げさだが、そのような扱いにしているということである。

池村会長 一般的に処分というと、破壊的な要素、制裁的な要素等を含むものを連想しがちだが、法律用語としては一般的である。もっとも、文言としては処分ではなく決定であっても行政行為であり、処分と書いたからといって行政行為になるわけではない。行政行為かどうかは、条文の文言からではなく、その行為の性質、態様等から判断されるべきものである。しかし、明確性という観点からは処分と明記した方が良いと思う。

池村会長 第11条第2項第3号の処分も含めて利用決定とするのが適当か疑問である。情報公開や個人情報保護の場合は開示決定等という概念を用いて含みを持たせているので、例えば利用決定等ということであればそれらとの対比においても適当なのではないかと思うので少し検討してほしい。情報公開等の場合には不開示という言葉があるが、公文書管理条例に不利用などといった用語はないので、余計に含みのある表現にした方が良く思う。

渡辺委員 特定歴史公文書等の閲覧の手続は、全て第11条の手続に沿って処理されるのか。

事務局（嶋） 現在でも情報公開条例第30条に基づき情報提供を行っており、公文書管理条例においても第22条に基づき積極的に利用に供していくことになる。一度利用に供された特定歴史公文書等、デジタル化された特定歴史公文書等などはより簡便な手続でスムーズに利用することができると思う。技術的、人力的な制約もありなかなか実現できない部分もあると思うが、できる範囲でスムーズな利用体制の整備を行っていきたいと考えている。

渡辺委員	いつも利用まで15日も待たされるのでは、利用者がいなくなってしまうと思う。
事務局（嶋）	確認作業に時間を要する場合、大量である場合等が想定されるため、上限の日数を定めているものである。必ず15日かかるわけではない。
渡辺委員	開示請求を行い、開示決定等が出るという情報公開制度の手続の流れがそのまま公文書管理条例に当てはまるとは思えない。公文書管理条例は、利用可能なものは積極的に利用してもらおうという趣旨のはずである。
池村会長	情報公開制度の場合は、一般の利用に供することが本来的な目的ではないため、開示請求に対する応答にある程度時間をかけて慎重に行うことになる。それに対して特定歴史公文書等の利用制度の場合は、広く利用してもらおうことを目的としていることが、開示という言葉を用いず利用としたことから分かる。そのことを考慮すれば、迅速に利用に供することが望ましい。目録に書き込まれた利用区分がそのための手掛かりになるのではないか。一応の基準にすぎないといってしまうえばそれまでだが、審査を一からじっくり行えば15日一杯かかってしまうことになると思う。
事務局（嶋）	指摘のとおり、条例で利用促進させることになっているので、渡辺委員が要望するような利用を我々としても考えている。もっとも、公文書館という専門機関を有していないので、努力はするが公文書館等と同等の水準のサービスははなかなかな出来ないと思う。その点をご理解いただきたい。
池村会長	国立公文書館はどの程度迅速なのだろうか。
事務局（嶋）	国立公文書館はデジタル化やデータベース化をかなり前から行っているようである。利用に当たっての審査の可否等をインターネットで提供しており、かなり整理されているようである。
池村会長	大変な労力を要するという事は理解できるが、他方で国立公文書館等のように請求件数が大量になるとも思えない。いずれにしても迅速な処理に努めていただきたい。

- 藤盛委員 第20条第3項の「閲覧場所以外での閲覧」とは、どのような場所における閲覧を想定しているのか。また、閲覧場所以外での閲覧において、利用に供した特定歴史公文書等に破損、汚損等が生じた場合の責任の所在については、どのように整理しているのか。
- 事務局（嶋） 第20条は、移管元実施機関等の利用に関する規定である。同条第3項の「閲覧場所以外での閲覧」については、利用に供する特定歴史公文書等を移管前に管理していた団体・機関の事務所に持ち帰って閲覧することが典型例となる。第20条は、移管元実施機関等による利用は、管理に支障がある場合を除き、広く認めても差し支えないという趣旨の規定であり、責任の所在について特別な取決めはない。もっとも、特定歴史公文書等の取扱いに関する注意事項等を示し、十分に周知していきたいとは考えている。
- 池村会長 第20条には掲げられていないが、移管元実施機関等に公的機関が入り得るのではないかと。少なくとも、公的機関のみを移管元実施機関から除外する理由はないと思う。
- 藤盛委員 別表についてだが、実費以外の手数料等を設けることは検討しなかったのか。
- 事務局（嶋） 特定歴史公文書等を利用する権利を認め、利用を促進するという制度趣旨からすれば、実費以外の手数料等を設けることは不可能ではないが、設けるべきではないとするのが本市の立場である。もっとも、財政的な面も完全に無視はできないので、実費だけは徴収することとしている。
- 池村会長 情報公開制度や個人情報保護制度はともかく、特定歴史公文書等をどんどん利用してもらおうという制度において、実費以外の手数料等を設けることを合理的に理由付けるのは難しいと思う。
- 渡辺委員 カラー複写以外が10円、カラー複写が100円という価格設定は適当なのだろうか。カラー複写であっても100円はかからないと思う。
- 事務局（嶋） 情報公開制度に定めがあるものについては、同様の金額としている。カラー複写などは、一般的な価格よりも高いと感じるかもしれないが、庁内にカラー複写機が多くないという事情もある。詳細な

価格設定については、内外の調査を行い、情報公開制度と併せて行いたいと考えている。

渡辺委員 第15条には規定されていないが、利用者が持参したUSBメモリ等に写しの交付を受けることはできないのか。

事務局（嶋） 情報公開制度等においても、持参したDVD-RやCD-Rを用いて写しの交付を行うことは想定していない。市役所のパソコンに外部から持ち込まれた記録媒体等を接続することは、持参者にも分からない未知のウイルス等が混入している可能性もあり、セキュリティポリシー上問題がある。技術的にそういったリスクを確実に除去できるのであれば認めても差し支えないが、現段階では難しい。

渡辺委員 利用者がカメラ等で撮影することは認められると思うが、そのような規定はないのか。

事務局（嶋） 情報公開制度において写真撮影は閲覧の扱いになる。特定歴史公文書についても、ストロボ撮影の禁止等の管理上の制約はあるが、写真撮影自体は閲覧として認める予定である。

高橋委員 第21条に「劣化の進展」という文言があるが、あまり一般的ではないと思う。

また、同条に「判読および修復が不可能で利用できなくなり、歴史資料として重要でなくなった」とあるが、修復が不可能でも歴史資料として重要な場合などがあるということか。

事務局（嶋） 火事で炭化してしまった場合など、存在価値が全く無くなってしまった場合のみが例外的に該当することになる。そうでない以上は廃棄せず保存していくことになると考えている。

高橋委員 了解した。判読不能だと思われていた文書が、デジタル化により判読可能となった例がある。技術の進歩等を考慮せず、判読および修復が不可能なもの直ちに廃棄することは避けるべきだと思った。

竹田委員 第21条は、判読および修復が不可能で利用できなくなったかどうかの審査と歴史資料として重要でなくなったかどうかの審査を二段階で行うのか。それとも、判読および修復が不可能で利用できなく

なれば、歴史資料として重要でなくなるという一段階の審査になるのか。

事務局（嶋） 条例第24条は、「歴史資料として重要でなくなったと認める場合（時の経過による劣化、損傷等により、判読および修復が不可能と認める場合をいう。）」となっており、条例上は一段階の審査となっている。条例に法律にはない文言を追加したため、規則にもそれを反映させようとしたものであるが、実際の審査への配慮が足りず分かりにくくなってしまった。技術の進歩等についても、委員会に諮問しながら、歴史資料としての重要性を判断する上で考慮したいと考えている。

池村会長 条例では、判読および修復が不可能と認められれば、歴史資料として重要でなくなったと認められるということだったはずである。しかし今の説明では、判読および修復が不可能で利用できなくなったからといって歴史資料として重要でなくなるとは限らないことになるが、そこまで要件を拡大して良いのか疑問である。委員会に諮りながら運用で柔軟に対応するのが適当なのではないか。

池村会長 ほかにないか。  
それでは、案件2「秋田市特定歴史公文書等利用申請に対する審査基準（仮称）（案）」について、事務局から説明願う。

事務局（三浦） （案件2「秋田市特定歴史公文書等利用申請に対する審査基準（仮称）（案）」および資料3「秋田市特定歴史公文書等利用申請に対する審査基準（仮称）（案）の解説」に基づき、秋田市特定歴史公文書等利用申請に対する審査基準（仮称）（案）について説明）。

池村会長 ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。

渡辺委員 2の(2)のアの(オ)に「公地」とあるが「公知」ではないのか。

事務局（嶋） そのとおりである。訂正したい。

渡辺委員 4の冒頭に「排架」とあるが「排」はこの文字で良いのか。

事務局(大塚)	一般的には「配架」であるが、図書館情報学上は「排架」である。「排」の文字には、一定の順序で並べるという意味がある。
渡辺委員	一般的に「排」の文字には捨てるイメージがあり、「配」を使用した方が良いのではないか。「排」を使用しなければならない理由も含めて、どちらの文字を用いるか検討してほしい。
事務局(嶋)	了解した。
渡辺委員	5の(1)において「黒塗り」と「墨を塗り」という用語が用いられているが、「黒塗り」に統一した方が良いのではないか。
事務局(嶋)	そのとおりである。訂正したい。
池村会長	7で権利の濫用について記載しているが、条例には規定されていない事項である。千葉県の情報公開条例など明文の規定を置くものもあるが、一般法理として確立されており、ここであえて記載する必要があるのか疑問である。記載するとしても、1の後になお書する程度にとどめるべきではないか。
事務局(嶋)	検討したいと思う。
高橋委員	別添において、私人と公人の区別はされないのか。作家の研究において戸籍等の調査が基本的事項であったが、個人情報であるとして死後も公開されないことが多くなっている。公人と認められる者の個人情報が含まれる特定歴史公文書等の利用について何らかの対応ができないものだろうか。
事務局(嶋)	未検討事項であり、今後の課題とさせてほしい。
池村会長	個人情報の定義についてプライバシー型を採用すると、公知性や要保護性を考慮することができるが、個人情報の範囲が画一的に定まらなくなってしまう。そこで、国や多くの地方公共団体では個人情報の定義について個人識別型を採用し、個人情報の範囲をあえて広げることで個人情報を確実に保護しようとしている。これはその弊害なのかもしれない。歴史的な価値とは何かを考える上で検討が必要になる事項だと思う。対応が可能かどうか検討してほしい。

事務局(大塚)	市のホームページにおいて、国内外で活躍した秋田市出身の方および秋田市内で活躍した方を「秋田市の先人たち」として紹介しており、そこから歴史的な価値について検討することができるかもしれない。
池村会長	個人情報であっても慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものは利用が制限されないのだから、公人と私人の区別についても公にすることが慣行となっているかどうかの判断によって解決を図ることができるように思う。
藤盛委員	2の(2)のエの(イ)の後半部分の記述が分かりにくいので説明してほしい。
事務局(嶋)	既に退職した職員に関する情報であっても、在職期間中に行った職務に関する情報については、本規定が適用されるということである。
藤盛委員	意味が分かりにくいと思う。
事務局(熊谷)	より分かりやすい表現にできないかということか。
藤盛委員	そのとおりである。
池村会長	ほかにないか。 ないようなので、案件1および案件2について、本日の審議はここまでとし、全体的には了としつつも、委員からの意見や要望を参酌し、変更等の必要性が生じた場合は、この会議において、改めて審議することにする。
池村会長	それでは、議事の(2)「その他」について、何かあるか。 4「その他」について何かあるか。
事務局(石黒)	(次回の日程について説明)
池村会長	ほかにないか。 ないようなので、これをもって平成25年度第5回秋田市公文書管理委員会を終了する。